

研究開発型中小企業向け特許料・審査請求料軽減申請について

軽減申請を受けるには、以下の4つの要件を全て満たしていることが必要となります。

1. 中小企業要件（①および②の証明書類が必要となります。）

①業種を証する書面

証明書類：会社パンフレット、会社ホームページを印刷したもの等

②資本の額または従業員数を証する書面

・資本の額で証明する場合 証明書類：法人の登記事項証明書、決算報告書等

・従業員数で証明する場合 証明書類：雇用保険の写し、労働保険の写し、賃金台帳の写し等

2. 研究開発要件（①～⑥のいずれかひとつ。）

①試験研究費等比率3%超

証明書類：決算報告書（及び試験研究費等比率計算書）、税理士・公認会計士等による証明書等

②承認経営革新事業を行う者

証明書類：「承認書」及び「経営革新計画」の写し

③中小企業技術革新支援制度（SBIR）事業を行う者

証明書類：「補助金交付決定通知書」及び「補助事業計画書」の写し

④認定異分野連携事業を行う者

証明書類：「認定書」及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し

⑤旧中小創造法認定事業を行う者

証明書類：「認定書」及び「研究開発等事業計画」の写し

⑥中小企業のものづくり高度化法における認定事業を行う者

証明書類：「認定書」及び「認定計画」の写し

3. 職務発明要件（出願人に所属する従業者（代表者含む）が職務上行った発明のこと。）

証明書類：職務発明認定書

4. 予約承継要件

使用者等（会社等）と従業者等との間で、事前（職務発明がされる前）に定められた契約や勤務規則等に基づき、職務発明を使用者等（会社等）に譲渡すること。

証明書類：就業規則、職務発明規程、契約書、譲渡証書等